

令和3年度ふくい多文化共生推進ネットワークミーティング
基調講演

地域の担い手としての外国人

一般財団法人ダイバーシティ研究所
代表理事 田村太郎

自己紹介: 田村太郎

- 阪神・淡路大震災での外国人へ情報提供を機に「**多文化共生センター**」を設立
 - 全国5カ所で外国人支援活動を展開、06年に全国5カ所のセンターに独立
- **自治体国際化協会参事**として多文化共生事業を担当(2005年度)
- 「多様性を地域と組織の力に」をテーマに、「**ダイバーシティ研究所**」を設立(2007年)
 - CSR(企業の社会責任)や自治体施策を通じたダイバーシティの推進に取り組みを拡げる
 - 2009年に一般財団法人化し代表理事に
- 「NPO法人**多文化共生マネージャー全国協議会**」代表理事(2009年) *現在は副代表理事
 - 総務省「多文化共生推進プラン」を機にJIAMで「多文化共生マネージャー養成研修」がスタート(2006年度～ 20年度で修了者は約600人に)
 - 2009年に法人化し、各地で災害時対応研修等を実施
- 東日本大震災直後に内閣官房企画官に就任。「震災ボランティア連携室」で被災地支援を担当。現在は復興庁・**復興推進参与**として、官民連携やNPO施策を担当(非常勤)
- 2000年より複数の大学で講師を務め、現在は、大阪大学客員准教授、明治大学大学院国際日本学研究科兼任講師、関西大学非常勤講師

<多文化共生に関する主な社会活動>

- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」構成員(2021年)
- 総務省「多文化共生の推進に関する研究会」構成員(2005年～)
- 世田谷区「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」審議会委員(2018年～)
- 福井県「多文化共生推進プラン策定委員会」委員(2020年)
- 京丹後市「多文化共生推進プラン策定委員会」アドバイザー(2014年～)
- 関西経済同友会「関西レジリエンス委員会外国人受入分科会」副委員長(2019年) 等

1. 日本で暮らす外国人の概要

日本における外国人の様子

外国人住民の総数は約290万人

- 在留外国人数約282.4万人(2021年6月末)＋非正規滞在者約7.3万人(2021年7月)

「3つの多様化」が進行

- 国籍の多様化
 - 中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジル、ネパール...
 - 国籍が異なると、言語や文化、習慣、法制度も異なる
- 在留資格の多様化
 - 永住者、留学、技能実習、定住者、技術・人文知識・国際業務、家族滞在...
 - 在留資格によって日本でできる活動が異なる
- 年代・世代の多様化
 - 3世代前から日本で暮らす世帯も、昨日来たばかりの世帯も「外国人」
 - 家族呼び寄せや本人の高齢化により、福祉ニーズの多様化も進展

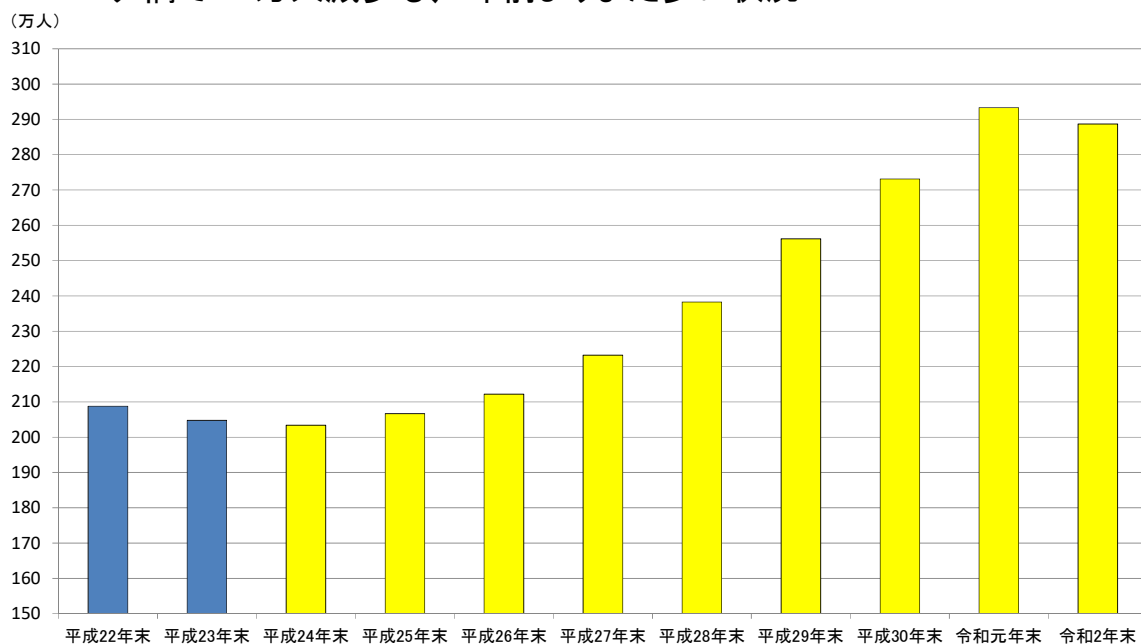
多様な国籍・多様な在留形態で暮らす外国人がすでに存在

3

1. 日本で暮らす外国人の概要

在留外国人数の状況①総数

- コロナ禍で4.7万人減少も、2年前よりまだ多い状況



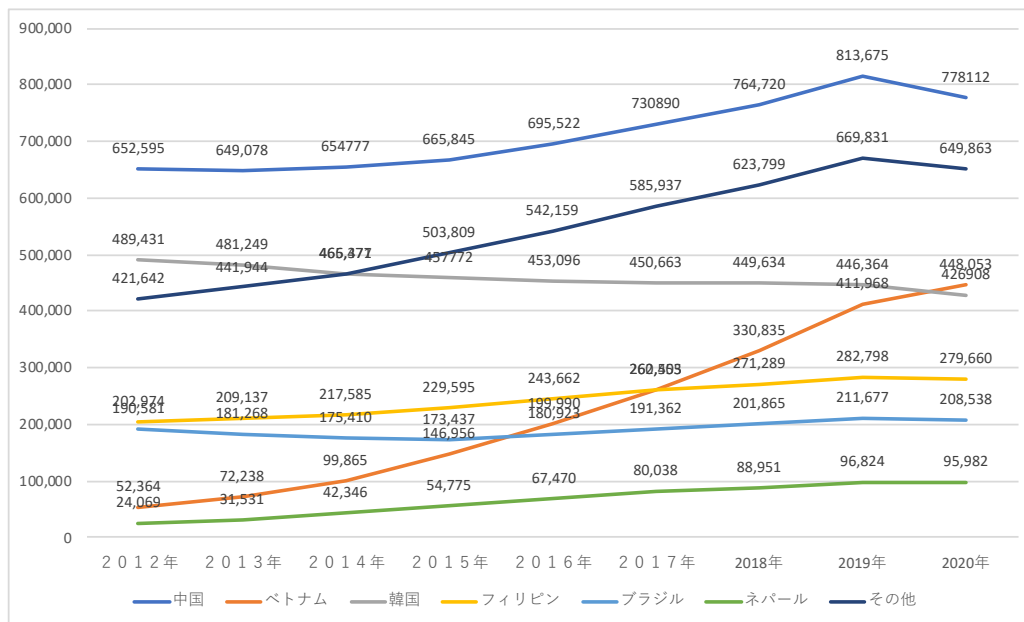
法務省出入国在留管理庁「令和2年末現在における在留外国人数について」(2021年3月)より

4

1. 日本で暮らす外国人の概要

在留外国人数の状況②国籍別

- 「ベトナム」が急増し「韓国」を抜いて第2位に



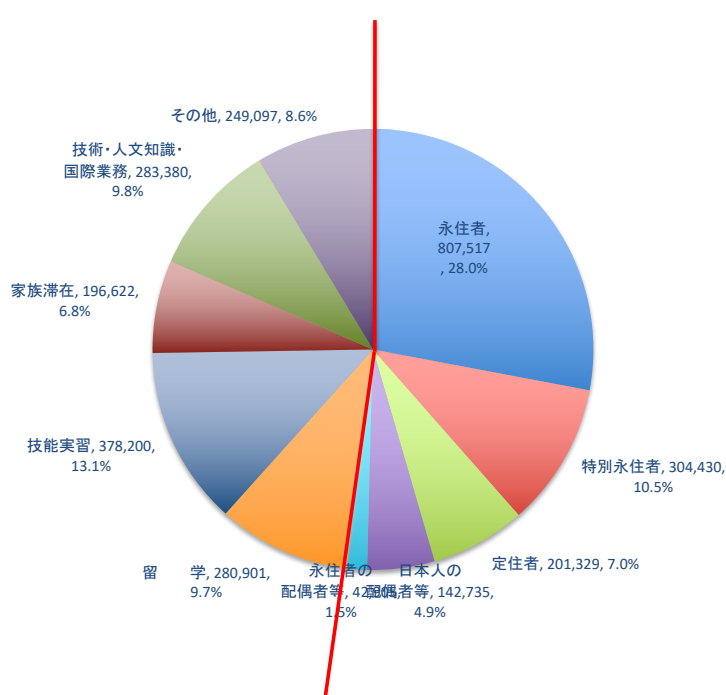
法務省統計を元に田村作成

5

1. 日本で暮らす外国人の概要

在留外国人数の状況③在留資格別の割合(2020年末)

活動に制限のない
在留資格が全体の半数



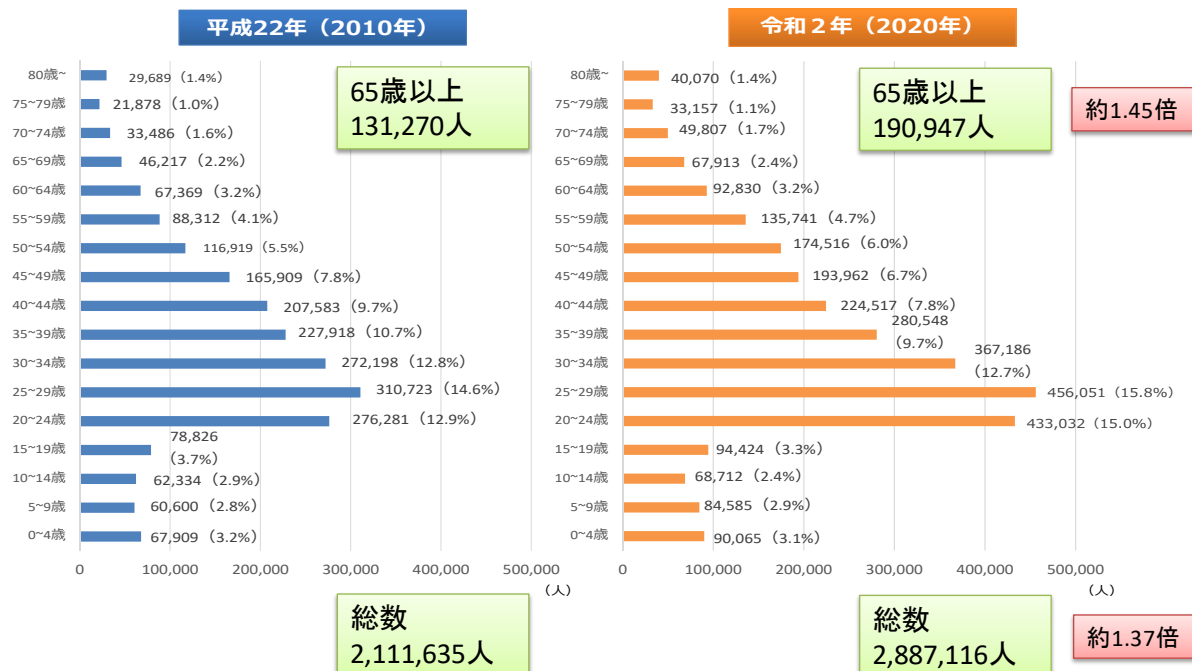
在留資格	2020年	2019年	対前年比
永住者	807,517	793,164	14,353
特別永住者	304,430	312,501	-8,071
定住者	201,329	204,787	-3,458
日本人の配偶者等	142,735	145,254	-2,519
永住者の配偶者等	42,905	41,517	1,388
留学	280,901	345,791	-64,890
技能実習	378,200	410,972	-32,772
家族滞在	196,622	201,423	-4,801
技術・人文知識・国際業務	283,380	271,999	11,381
その他	249,097	205,729	43,368

法務省統計から田村作成

6

1. 日本で暮らす外国人の概要

在留外国人数の状況④年代別の変化(2010年→2020年)



出典:法務省資料

7

1. 日本で暮らす外国人の概要

在留外国人数の状況⑤都道府県別増加率の比較(2014年→2019年)

- 地方における増加率が高い傾向

増減率 順位	都道府県	2014年		2019年		外国人 増加数	外国人 増加率
		全人口	外国人人口	全人口	外国人人口		
1	沖縄県	1,454,023	11,229	1,481,547	21,220	9,991	89%
2	北海道	5,431,658	23,534	5,267,762	42,485	18,951	81%
3	鹿児島県	1,691,427	6,733	1,481,547	12,215	5,482	81%
4	熊本県	1,818,314	10,079	1,769,880	17,942	7,863	78%
5	宮崎県	1,135,652	4,414	1,095,903	7,850	3,436	78%
6	佐賀県	847,424	4,401	823,810	7,367	2,966	67%
7	香川県	1,005,570	8,946	981,280	14,266	5,320	59%
8	青森県	1,353,336	4,041	1,275,783	6,386	2,345	58%
9	島根県	706,198	5,988	679,324	9,342	3,354	56%
10	石川県	1,159,763	10,978	1,139,612	16,881	5,903	54%
参考	東京都	13,297,585	430,658	13,834,925	593,458	162,800	38%
	大阪府	8,868,870	204,347	8,849,635	255,894	51,547	25%

全人口は翌年1月1日時点の住民基本台帳、外国人人口は各年12月末時点の在留外国人統計に基づくもの
総務省自治行政局国際室「多文化共生事例集作成ワーキンググループ・事務局説明資料」より抜粋し田村作成

8

人口減少と経済成長で変貌するアジアの国際人流と自治体施策

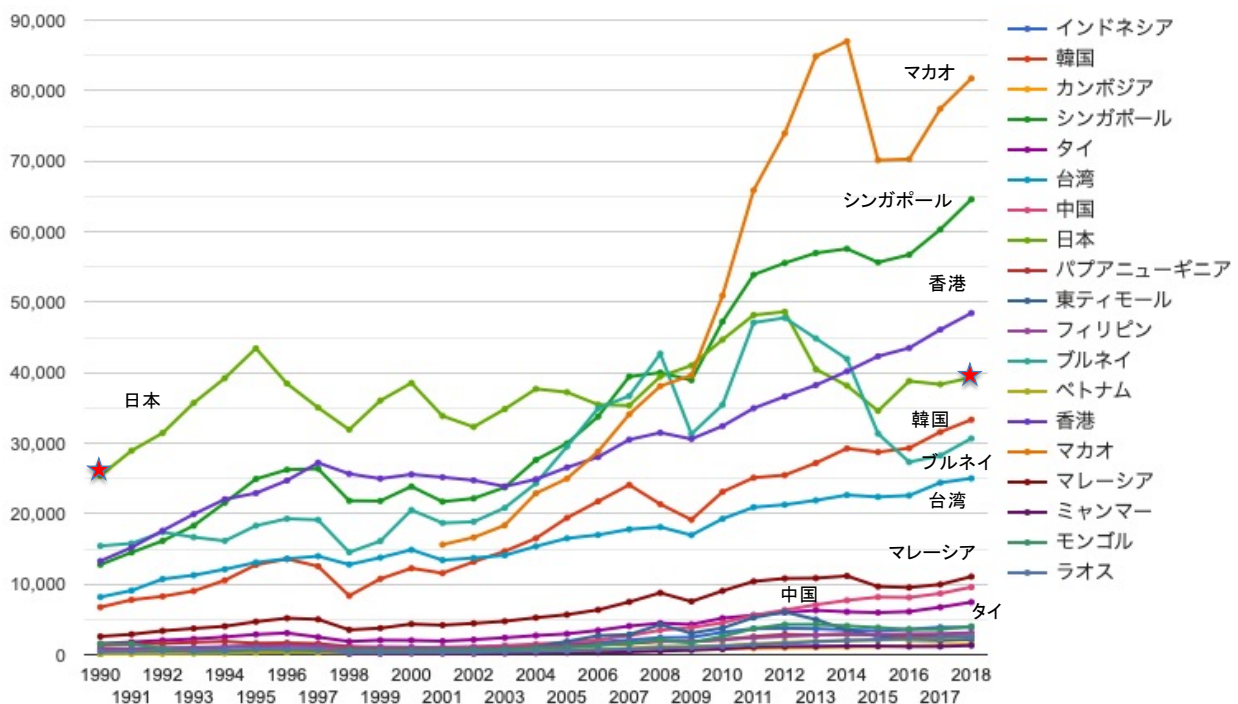
- アジアの経済成長で「プッシュ要因」は減少
 - かつて日本はアジア唯一の経済大国だったが、現在は賃金格差も縮小
 - 他の国に働きに行かなくても良い状況がアジア全体で拡大している

国境を開ければ外国人が来る、というのは昔の話

- 中国・韓国に加え、タイやマレーシアでも「プル要因」が増大
 - 東アジア全体で人口減少・高齢化が進んでおり、東南アジアでも労働力不足が進行。アジア内での国境を超えた人の移動が激しくなっている
 - 韓国は2007年に「在韓外国人処遇基本法」を整備し、多文化国家へ転換。自治体が「多文化条例」に基づく体系的な施策を展開。2009年には「多文化家族支援法」も成立し、韓国語教師を家庭に派遣する制度も。
 - 中国も移民受け入れの法制化を検討。すでにアフリカから労働者を受け入れている省もある。
 - マレーシアやタイの日系企業の工場で働くのはカンボジアやミャンマーからの労働者という報告も

言語教育と多言語環境を拡充し、人が集まる地域をつくるのが
アジアの共通の課題

東・東南アジア諸国の一人あたりGDP（名目・ドル）の年次推移（1995～2018）



古典的多文化主義から脱却する欧州

- 北欧では「高福祉・高負担」社会への移行とともに1970年代から移民政策を導入。福祉や家事労働の社会化により、人口変動に対応。南欧など、移民受け入れに消極的だった地域は合計特殊出生率が1.3に低下。
- 東西冷戦の終結で、1990年代以降はEUを拡大し、域内移動が活発化。
→ アジア・アフリカなどからの移民は抑制する傾向に
- 放任主義的な「古典的多文化主義」がコミュニティの分離や経済格差の拡大につながったとの反省から、移民対象の言語教育と社会教育を法制化(英独仏など)。2000年代半ばから「社会統合政策」を推進する国が増えた。
- 2008年から欧州評議会が「Intercultural city」プロジェクトを展開。「Creative city」(創造都市)に次ぐ都市政策のコンセプトとして注目されている。

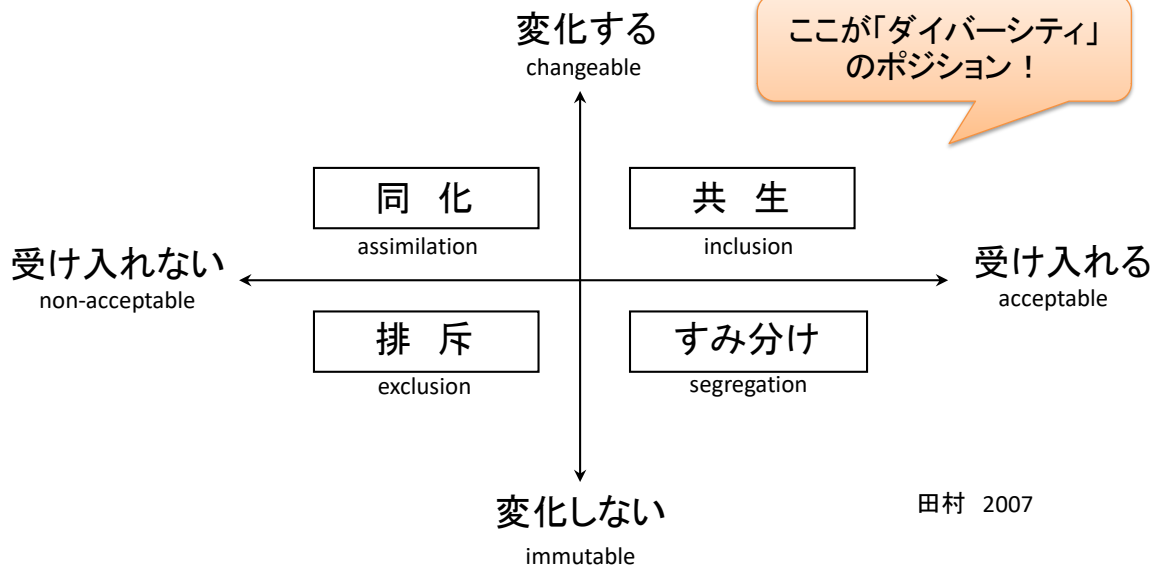
排斥や差別への反省から、統合と共生へ転換を図るのが欧州の流れ

欧州評議会による移民に対応する都市政策の分類

Intercultural policy (多文化共生政策)	移住者や少数者は永住者として受け入れられる。受け入れコミュニティの文化規範との違いを有する権利は法や制度によって保障される一方、共通の立場や相互理解、共感を生み出す政策、制度や活動が高く評価される。
Multicultural policy (多文化政策)	移住者や少数者は永住者として受け入れられる。受け入れコミュニティの文化規範との違いは、法や制度によって奨励、保護され、反人種主義活動によって支援される。ただし、場合によっては分離や隔離が助長されるリスクを負う。
Assimilation policy (同化政策)	移住者や少数者は永住者として受け入れられるが、できるだけ早く同化することが想定される。受け入れコミュニティの文化規範とのちがいは奨励されず、その国の一体性に対する脅威と見なされる場合には抑圧される。
Guestworker Policy (ゲストワーカー政策)	移住者は一時的な労働力であり、いずれは出身国に戻る存在とみなされる。従って短期的で、移住者の市民への影響を最小限にするような対策がとられる。
Non-policy (無政策)	移住者や少数者は、都市にとって無関係または一時的な現象で、歓迎されない存在とみなされ、対応する必要性が認識されない。

2. 海外における外国人施策とダイバーシティ推進

ダイバーシティがめざす社会



少数者が社会に適合する生き方を模索させられる社会ではなく、これまでの働き方や生き方を社会全体で変えていくことがダイバーシティ

13

3. 日本における外国人受け入れのこれまでとこれから

日本における外国人受入れの経緯と「多文化共生」

- バブル景気により、外国人受入れ議論が活発化(90年代)
 - 89年に「外国人労働者は受け入れない」ことを閣議決定する一方、入管法を改正して日系人等を受入れ。「例外的な」外国人受入れを推進
 - 各地で外国人住民が増加したが、政府としての定住支援は整備せず。外国人が増えた地域で、自治体や国際交流協会、地域住民が独自に支援
- 総務省が体系的・計画的な「多文化共生の推進」を自治体に促す(00年代)
 - 外国人集住都市会議などの要望を踏まえ、地方交付税の交付措置や研究会による「多文化共生推進プラン」の策定(後述)等を推進(05年度～)
 - 改正入管法および改正住基法の施行で、外国人も住基台帳に登録(12年7月)
- リーマンショックで下火になった受け入れ議論が再燃(10年代)
 - 労働力不足だけでなく、地域の持続可能性の観点からも外国人受け入れを求める声が高まる
 - 訪日外国人の増加や東京五輪の決定で地域での対応が急務に
 - 「外国人労働者受入れと共生施策の推進」を閣議決定(18年7月)

外国人の増加・多様化の現実を正しく知り、誤解や偏見の拡大を防ごう

14

3. 日本における外国人受け入れのこれまでとこれから

新たな閣議決定に伴う入管法改正と「総合的対応策」

18年の閣議決定をふまえ、19年4月に改正入管法を施行

- 外国人を労働者として受け入れる新たな在留資格「**特定技能**」の新設
 - 従来は「日系人」「技能実習」を名目とした受け入れか、「外国人だからできる」仕事に限定
 - 「特定技能」では、特定の業種で一定の技能を持つことを試験等で確認した外国人を労働者として受け入れるもの
 - 受入機関は日本語教育や生活支援を自ら行うか、入管庁に届け出た「**登録支援機関**」に委託して行う必要がある
- 「外国人材受け入れ・共生のための総合的対応策」の策定
 - 多言語での生活相談や日本語習得支援など100を超える施策をまとめ、18年末に発表。その後も19年末、20年7月、21年6月に改訂
 - 各省庁の施策を俯瞰的に列挙し、施策ごとに交付金等が設けられているが、予算の獲得には**自治体からの交付申請**や委託事業としての申請が必要
- 入管行政の改組、ネットワークの形成、ロードマップの策定
 - 入国管理局を出入国在留管理庁に改組し、共生施策の推進を業務に追加。地方局に「受入環境整備担当官」を配置し、共生施策推進のためのネットワークを形成
 - 「**外国人在留支援センター**」を20年7月に四ツ谷に開設。全国のワンストップセンターとの連携や地方での就職マッチング支援、企業の研修や情報提供の拠点に
 - 関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、関係閣僚会議の下に、外国人との共生社会の実現のための有識者会議を開催。**2021年11月に意見書を提出**

15

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）の主な拡充施策等

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- 共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定《**施策1**》
- 「国民の声を聴く会」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案に資する意見の聴取《**施策2**》

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《**施策9**》
- FRESC/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受け入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関への情報提供《**施策10**》
- 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《**施策22**》
- 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《**施策23**》
- 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑実施のためのICT教材の開発・普及《**施策27**》
- 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《**施策28**》
- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《**施策32**》

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- 外国人児童生徒等の学校における日本語指導体制等の構築《**施策66**》
- 学齢簿システムと住基システムの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握《**施策69**》
- 新型コロナの長期化や新たな危機に備えた外国人留学生の母国でのオンライン学習支援《**施策79**》
- 外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブックの自治体や支援機関等への展開《**施策82**》
- 大学とハローワークの連携強化による一貫した就職支援、全国の大学等へ好事例等の共有《**施策95**》
- 外国人労働者のための視聴覚教材の多言語化（14言語化）《**施策98**》
- 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修の実施及びモデルカリキュラム等の作成《**施策104**》

16

非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

- 「Safety tips」等の周知、多言語辞書の改定による正確な情報の伝達環境の整備《施策114》
- 日本語教育機関等への新型コロナの感染防止・予防に資する情報等の提供《施策118》
- インフルエンサー等に係る情報の集約・共有等、情報発信の充実・強化に向けた取組の推進《施策119》
- 職場における新型コロナの拡大防止対策の徹底に係る労使団体への要請《施策120》
- 日本語教育機関、専門学校等や職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等と、陽性者発見時における幅広い接触者への迅速かつ機動的なPCR検査等の実施《施策121》
- 在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保《施策122》
- 外国人学校における新型コロナ対策として、やさしい日本語・多言語での情報発信、保健衛生に関する有識者会議での検討内容を踏まえた措置の実施《施策128》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 国内のマッチングイベントや海外説明会等の開催による特定技能制度の活用促進《施策123(再掲)》
- 技能試験及び日本語試験の実施並びに受験の推進、分野所管省庁による新たな日本語試験の活用の検討《施策134》
- 特定技能2号試験実施の検討推進、特定技能2号の対象分野追加、業務区分の整理に係る検討《施策141》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- 在留手続等に係る手数料の電子納付等の利便性向上を図る施策の検討《施策163》
- 外国人本人によるオンライン申請の利用実現、オンライン化対象となる手続の拡大の検討《施策164》
- 令和7年度中の交付開始に向けた在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討《施策166》
- 関係省庁及び地方公共団体等の連携による在留外国人の住居地情報の整備《施策170》
- 技能実習生と日本人との同等報酬等の確認・働き方改革関連法の周知の徹底《施策186》
- 解雇された技能実習生への監理団体の着実な転籍支援の実施、実習生の継続的な状況把握《施策187》
- 技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置《施策188》
- 外国人雇用状況届出情報等の収集・分析機能強化による効果的な摘発の実施《施策189》

※施策番号が赤字のものは新規施策

17

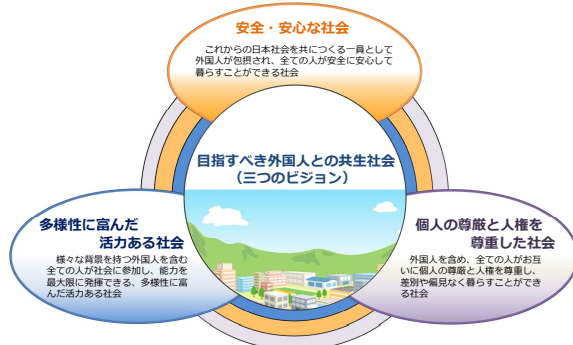
意見書(概要)

～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～

令和3(2021)年11月
外国人との共生社会の実現のための有識者会議

目指すべき外国人との共生社会(三つのビジョン)

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めたSDGsの理念等を踏まえた、目指すべき共生社会の三つのビジョン



目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョンを実現するための四つの重点事項

目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョンを実現するため、中長期的に取り組むべき課題として、以下の四つの重点事項を取り上げ、それぞれについて取組の方向性を取りまとめた。

※ 支援を行うに当たっては、「外国にルーツを持つ者」にも配慮した施策を形成すべき。

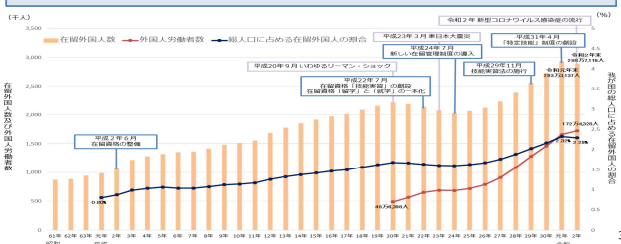
- 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化
- 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 4 共生社会の基盤整備に向けた取組

政府に対しては、正確に実態を把握し、共生社会の在り方及び共生社会を実現するために行う施策を示し、それらをKPI(Key Performance Indicators、成果指標)を採り入れた中長期的な行動計画として取りまとめたことを強く期待

我が国における在留外国人の状況の変化①

在留外国人の現状

在留外国人数	約289万人(令和2年末現在)【令和元年未過去最高】
我が国の総人口	約1億2,623万人(令和2年10月1日現在)
我が国の総人口に占める割合	2.29%(令和2年現在)【令和元年過去最高】
外国人労働者数	約172万人(令和2年10月末現在)【令和2年10月末過去最高】



1

3

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組（重点事項1）

現状・課題

日本語教育等の機会提供

- 日本語教室が開催されていない市区町村に居住する外国人住民
約58万人（令和2〔2020〕年11月時点）
→日本語教育を受ける機会が十分に提供されていない
- 生活オリエンテーションについて、実施の有無やその内容が異なる（居住する地方公共団体の施策の有無や内容が異なる）
→我が国の習慣・社会制度に対する理解度に違いが生じ得る状況

ライフステージに応じた体系的な日本語学習

- 外国人がライフステージに応じて身に付ける必要がある日本語レベルに基準等がない
→外国人が自らのニーズやレベルに応じ、体系的に日本語学習を積み上げていくことが困難

日本語教育の質の向上等

- 日本語教師の資質・能力にばらつきがある
- 日本語教師の待遇が必ずしも十分ではないなど長期的なキャリア形成が困難
→日本語教師の質の向上や量的確保が課題

主な取組の方向性

生活のために必要な日本語や、我が国の習慣・社会制度に関する知識を習得できるよう環境整備を行う

<外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備>

- 生活のために必要なレベルの日本語の習得を目的とする日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーションの機会提供
- 在留資格手続等あらゆる機会を捉えて学習できることを案内・発信
- 出入国在留管理庁等は連携してカリキュラム、教材の作成、オンライン講座等の実施の検討

<ライフステージに応じ、体系的に日本語を学習することができる環境の整備>

- 外国人が学習ニーズやレベルに応じた日本語教育機関を選択できるよう日本語能力の評価基準（日本語教育の参照枠）を活用し、各機関の教育水準を明示できる仕組みの構築

<日本語教育の質の向上、専門人材の確保に資する取組の推進>

- 「公認日本語教師（仮称）」の資格の創設及び日本語教師の長期的なキャリア形成が可能となるような仕組みの構築

5

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化（重点事項2）

現状・課題

外国人に対する情報発信

- 関係省庁の施策（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に対する在留外国人等への支援策を含む。）が発信されているが、外国人が自らの置かれている状況に応じ、情報を適切かつ迅速に選択することが困難
- 各種支援情報の伝達手段と外国人が情報を入手する媒体のミスマッチ等により、必要とする支援に関する情報の不達

→外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるような形で情報発信されていない

外国人向けの相談体制

- 外国人の増加や国籍の多様化等から通訳の確保が困難
- 外国人受入環境整備交付金の使途が地域の実情に応じて幅広く活用できていない
- 外国人が抱える問題は多様複雑であり、関係機関の緊密な連携が一層必要になっている
- 地方公共団体の職員等が日本語能力が十分ではない外国人とのコミュニケーションに苦勞している

→外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるような相談体制が構築されていない

主な取組の方向性

外国人が必要とする支援に迅速かつ確実にアクセスできるよう、情報発信や相談体制の強化を通じた環境整備を行う

<外国人の目線に立った情報発信の強化>

- 情報内容の工夫（何を伝えるか）
 - ・提供する情報の基準等を定めたガイドラインの作成
- 情報の伝え方（どう伝えるか）
 - ・文字情報のほか視覚情報により内容を理解してもらえよう工夫
- 伝達手段の工夫
 - ・マイナポータルを活用した、オーダーメイド型・プッシュ型の情報発信

<外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化>

- 一元的相談窓口等への支援の強化
 - ・外国人受入環境整備交付金の交付要件の見直しの検討、一元的相談窓口の設置促進等
- 地域における関係機関の連携・外国人支援者ネットワーク構築の推進
 - ・F R E S C と同様に複数機関が連携して対応する相談窓口の設置等
 - ・民間支援団体等を通じた国の支援情報の提供や外国人が抱える問題の迅速かつ的確な把握が可能となる仕組みの構築

6

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援（重点事項3）

現状・課題

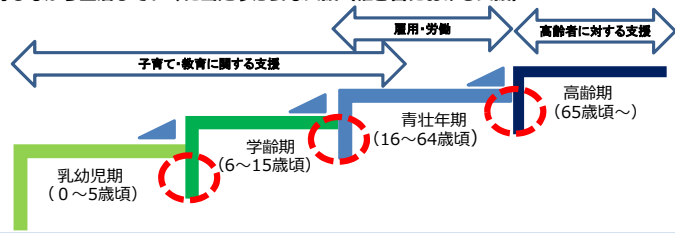
ライフステージに応じた支援

ライフステージごとに日本社会に参加するための支援

ライフサイクルに応じた支援

ライフステージを移行しながら生活していくに当たり必要な支援（継ぎ目における支援）

- 就学、進学、就職等ライフステージを移行する際（継ぎ目）に課題に直面
（課題の例）
・全高校生等（特別支援学校の高等部を除く。）の中途退学率が1.3%であるのに対し、日本語指導が必要な高校生等（特別支援学校の高等部を除く。）の中途退学率は9.6%
- 各ライフステージについても更なる支援が必要
→各ライフステージの外国人を取り巻く実態や課題を把握できていない
→「継ぎ目」における支援の実施が重要になってきている



主な取組の方向性

実態を把握し、各ライフステージ及び各ライフサイクルに応じたきめ細かな支援を行う

＜「乳幼児期」、「学齢期」及び「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援（妊娠、出産、子育て、就学、進学等の支援）＞

- 外国人の親子が地域社会で孤立しないための支援を目的とした実態調査及びニーズの把握等、子育てしやすい環境の整備
- 外国人の子供の就学促進に向けた就学状況の把握（一体的管理・把握）、プレスクールの設置支援等
- 学習意欲を高めるためのロールモデルの提供等、外国人の子供に対するトータルなキャリア形成支援（高校入学試験における特別定員枠・受検上の特別な配慮）

＜「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援（就労等の支援）＞

- 外国人とのコミュニケーションツールとしてやさしい日本語の導入を促進し、相互に理解し合う環境整備を実施
- 受入れ企業による一定の費用負担の下、就労の安定やキャリアアップ支援を目的とした研修や職業訓練の機会を従業員に提供

＜「高齢期」を中心とした外国人に対する支援（介護等の支援）＞

- 外国人の置かれている状況や支援ニーズを把握し、外国人を含む全ての人の理解が得られるものとなるよう、支援の在り方について検討

共生社会の基盤整備に向けた取組（重点事項4）

現状・課題

1 共生社会の実現に向けた意識醸成

- 学校、職場、地域など社会の様々な場面において外国人に対する差別や偏見が存在

2 社会制度等の知識修得のための仕組みづくり

- 日本の文化や習慣、税や社会保障等の社会制度についての理解が十分でなく、意図せず公的義務を履行しない人等が存在

3 外国人の生活状況に係る実態把握

- 政府統計等の中で、「国籍」等が調査項目として採用されている統計は限られており、外国人の生活に係る実態を十分に把握することが困難

4 外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携

- 民間支援団体等との連携による情報収集が不十分
- 各関係機関が提供可能な支援をコーディネートする人材の育成等が必要
- 外国人の利便性の向上や適正な在留管理の実現のため、出入国在留管理庁においてマイナンバー制度との連携等を通じた在留管理に必要な情報の効率的な取得が必要

5 外国人の社会参加

- 外国人が社会に参加し、能力を最大限発揮できるよう後押しするという観点からの取組が不十分
 - 社会参加に意欲を持つ外国人に活躍の場を広げていくことが必要
- 全ての人々が多様性を尊重し、また、個々の能力を最大限に発揮できるように、目指すべき共生社会の実現に向けた基盤整備が不十分

主な取組の方向性

目指すべき共生社会を実現するため、意識醸成、社会制度等の知識修得の仕組みづくり等の基盤整備を行う

＜共生社会の実現に向けた意識醸成＞

- 外国人との共生に係る啓発月間を設けるなどして、外国人との共生についての関心と理解を深めるための取組を推進
- 幼児教育・学校教育等における共生のための教育の導入について検討

＜社会制度等の知識修得のための仕組みづくり＞

- 納税や社会保険料の納付等の公的義務に係る情報を、生活オリエンテーションで提供するとともに、その後も継続的に周知

＜外国人の生活状況に係る実態調査のための政府統計の充実等＞

- 政府統計の充実等による外国人の生活状況に係る実態把握、当該実態に基づく施策の企画・立案及びK P Iに基づく施策の進捗管理の実施

＜共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化＞

- 民間支援団体や支援をコーディネートする人材に対する情報提供、財政的な支援を含む支援策を検討
- 総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認定制度の検討

4. これからの地域に求められる取り組み

高度成長期の「コミュニティ」施策との共通点

- 日本におけるコミュニティ施策からのヒント
 - 高度成長期に都市へ移動した若者を対象としていた「コミュニティ施策」
 - 農村から都市への人口移動で新たな住民となった都市生活者たちは「コミュニティの不在」によって下記の6つの問題に直面していると指摘(1969年 国民生活審議会「コミュニティ問題小委員会」報告書)

- ① 健全な余暇利用施設や相談相手がないままに非行化する青少年の増加、幼児の戸外活動における危険の増大
- ② 「鍵っ子」の増加による家庭内外でのしつけの機会の喪失
- ③ 退職後、家族からも離れ、孤独な余生をおくる老人の増大
- ④ 労働時間の短縮や家事労働の節減によって得た余暇を人間性の回復に活用できる余暇施設や活動の組織の不足
- ⑤ 公害や交通事故など地域生活をおびやかす障害の増大
- ⑥ 急病人が出た際などその処置に困る場合が多い

出典:国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会委員『コミュニティ生活の場における人間性の回復』(1969年9月29日)
* 主旨を損わない範囲で文言は修正した

多くの項目で今日、外国人住民が置かれている状況と重なる

23

4. これからの地域に求められる取り組み

これから求められる外国人コミュニティとの共生施策

- 外国人を「単身・短期の労働力」としてではなく、「家族を形成して地域で暮らす住民」として認識し、必要な社会インフラの整備を急ぐこと
 - 「勤労会館」「青少年センター」「コミュニティセンター」などを設置した1970年代の自治体施策を参考に、地域と新住民との交流機会を増やす
 - **外国人同士が集う場**や、**日本人住民との交流の場**を創出し、「個」としての外国人支援から「面」としてのコミュニティ支援へ視点を広げる
- 外国人受入れのこれまでの課題を見すえ、地域全体で多文化共生を推進することへの合意形成に力を入れること
 - 89年の閣議決定や90年の改正入管法施行以降の「よくわからないがなんとなく外国人が増えた」という状況を改め、18年の閣議決定と総合的対応策の意図を浸透させることで、**外国人も地域の担い手としてまなざしを置き直す**
 - 国際社会における人権意識の向上や移住労働者への人権保護の潮流を正しく理解し、**外国人雇用の適正化や地域における差別の解消を徹底する**

かつて日本国内の人口移動で起きた課題に対応したコミュニティ政策を
国境を越えた視点から再び紡ぎ直す

24

4. これからの地域に求められる取り組み

これからの多文化共生をどう進めるか？

事業所を巻き込んだ「持続可能な地域社会」の創造

- 外国人雇用の全体像を把握し、適正化を促す
 - 監理団体や登録支援機関が地元でない地域では人数もわからない状態
 - 事業所だけでなく、商工会議所や金融機関とも連携して外国人雇用の全体像を把握するとともに、適正化を通じた持続可能な地域の創造を急ぐ
- 事業所からも日本語教育や生活支援の拡充に協力を求める
 - 外国人の状況に世界の関心が高まっていることもふまえ、雇用する外国人の生活改善や多文化共生分野の人材育成への協力を求める

10年先を見据えた「多文化共生の担い手」の育成

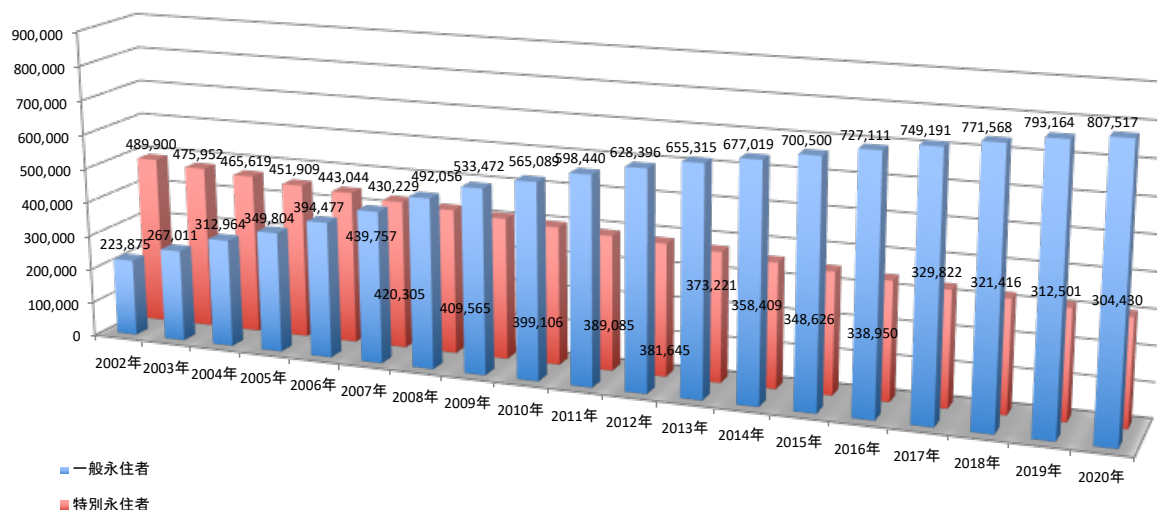
- 大学や専門学校等と連携し、必要な人材の育成に力を入れる
 - 外国人住民が担い手として活躍できる機会を増やす
 - AIやICTの進展で流動性が高まる日本人へのリカレント教育による人材の確保も重要
- 専門性を評価し、経験を積んで質の高いサービスが提供できるよう待遇を改善する
 - 相談を受ける側が不安定な生活をしては、まともな相談ができない
 - 官民連携で受け皿を整備するなど、地域の担い手が安定的に活躍できる場づくりを急ぎたい

25

4. これからの地域に求められる取り組み

永住者資格を持つ外国人が毎年約2万人ずつ増加

- 「永住者資格」とは？
 - 在日コリアン等、旧植民地出身者とその子孫（特別永住者）のほか、**原則として10年以上**、継続して日本に滞在し、法令違反などが無い場合に申請して認められる
 - 東京で10年暮らし、永住者資格を取得した人が福井に引っ越してもかまわない！



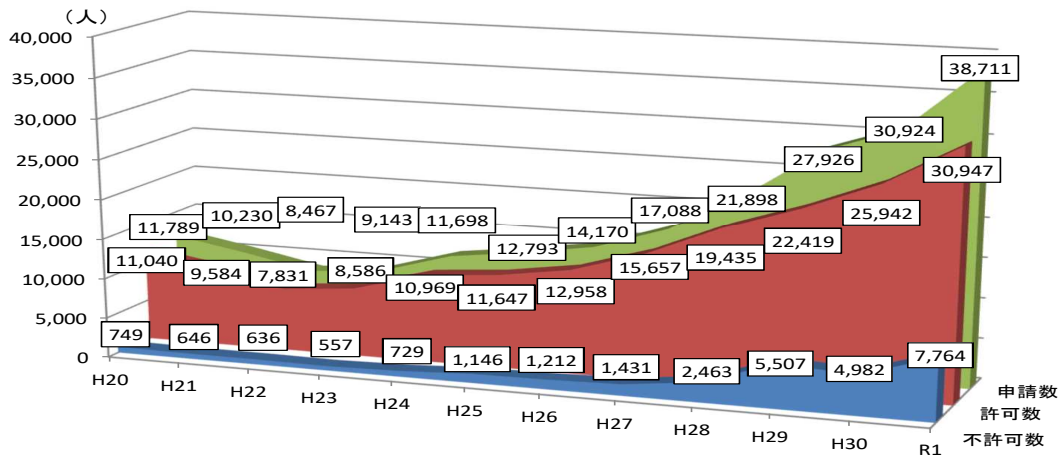
法務省資料をもとに田村作成

26

4. これからの地域に求められる取り組み

「留学」からの就職も年間3万人

・「留学」からの在留資格変更申請・許可の年次推移



留学生や永住者など、日本語にも精通した外国人が担い手として地域で活躍することに期待！

法務省出入国在留管理庁『令和元年における留学生の日本企業等への就職状況について』(2020年12月)より 27

4. これからの地域に求められる取り組み

まとめ

- ・ 地域で起きている「現実」に目を向け、足を運ぼう！
 - － 「どこで」「だれが」「どんなことで」困っているのかに心を配ろう
 - － コロナ禍や入管法改正で大きく変化する地域の現実を知ろう
 - － 地域の現実には現場に出かけ、「目」と「足」で確かめよう
- ・ ちがいを受け入れ、ともに変化する社会をめざそう！
 - － これまでに社会に人を適応させるのではなく、社会そのものを変化させよう
 - － 対等な関係を築きながら、全体として調和のある新しい社会モデルを構築しよう
- ・ これまでの役割分担にこだわらず、新たな実践にチャレンジしよう！
 - － 従来の枠組みにこだわりすぎないで、いま必要なことを今できる人が今すぐやる
→ 新たな役割分担は実践したあとに考える
 - － 外国人を弱い立場に固定せず、未来をともに創るパートナーとして位置づける
 - － 企画段階から多様な担い手やステークホルダーの参加の機会をデザインする

多文化共生を地域づくりの中心に据え、持続可能な未来を切り拓こう！

ご清聴、ありがとうございました！



Diversity =
Energy for
Community and
Organization

ダイバーシティ研究所のウェブサイト <http://www.diversityjapan.jp/>